

ひたちなか市地域クラブ活動ガイドライン【概要】

令和8年4月1日

【趣 旨】

- 少子化に伴い学校単位での活動が持続困難、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- スポーツ・文化芸術活動の機会確保、地域で子どもを育てていく
- 学校の教育課程外の活動として、「社会教育」の一環、学校部活動の教育的意義を継承
- 教職員の働き方改革

【めざす地域展開の姿】

気軽に楽しめる活動から競技性の高い活動など生徒の志向に合った活動環境を整備

- ・市内中学校に設置されている種目の活動を優先的に整備し、設置されていない種目の活動の整備にも広げていく
- ・まずは土・日・祝日の部活動の地域展開を進め、その状況を勘案しながら平日の活動にも展開する

【地域クラブ活動と学校部活動の違い】

学校部活動を地域に展開した場合の主な変更点は下記のとおりである。

	学校部活動
運営主体	学校
指導者	教員、部活動指導員、部活動外部指導者
参加者	当該校の生徒
活動場所	学校施設
費用負担	部費、PTA会費
保 険	日本スポーツ振興センター



地域クラブ活動
地域の様々な団体
多様な人材、兼職兼業を希望する教員
生徒（市内全域が活動範囲）
学校施設、地域の諸施設
月会費（受益者負担）
スポーツ安全保険等

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動とは、中学校の部活動に代わる、中学生の心身の健全育成を目的としたスポーツ・文化芸術活動の学びの場。

- 少年団をはじめ地域の活動単位を基盤として、多様なスポーツ・文化芸術活動環境の整備を目指す。
- 生徒が安全で安心して活動できる環境担保や民間のクラブチーム等との区別の観点から、認定制度を導入する。

【認定制度】

- 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として市が認定する。
- 地域クラブが市に申請し、市が次の【認定要件】に合致しているか確認し認定する。
- 認定した地域クラブ活動については、活動場所の調整、生徒・保護者への活動の周知などの支援を行う。

【主な認定要件】

- ①「ひたちなか市部活動の活動方針」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ②参加を希望する市内の中学校に在籍している生徒・市内に在住している中学生を広く受け入れること
- ③適切な指導実施体制：(1)指導や指導補助、見守り等を行う人材が、暴言・暴力、ハラスメント等を行わない等誓約する(2)市等が定める研修を受講し、市等に登録された人材が活動に携わる(3)複数人の指導人材が携わる
- ④適切な運営体制：(1)規約の整備(目的、役員を選任及び解任、団体の意思決定、入退会参加費等、予算決算の審議承認)(2)公正適切な会計処理及び情報開示
- ⑤適切な安全確保：(1)生徒の発達段階、健康の状態、気温湿度などを考慮(2)事故等が発生した際の対応や責任関係等を明確化(3)参加者・指導者が保険に加入 など

【認定地域クラブ活動指導者登録制度】

- 地域クラブ活動に参加する生徒が安全で安心して活動に取り組めるよう、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為を防止等を徹底するため認定地域クラブ活動指導者登録を導入する。
- 指導希望者が、市に必要書類を提出し、市が要件等確認後、指導希望者に研修受講を案内する。指導希望者は研修を受講し市がそのことを確認できたら認定地域クラブ活動指導者として登録し指導受講者にその旨を通知する。

【認定地域クラブ活動指導者登録要件】

- ①暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないことともに、参加生徒同士のこうした行為も許されないことを誓約した者
 - ②次のいずれにも該当しない者
 - (1)拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2)暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - (3)過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
 - ③市等が定める研修を受講した者
- ※研修実施者は、市、県、市等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等
 ※研修内容は、部活動の地域展開について基本的な考えや仕組み、指導者としての倫理観や責任感、生徒の発達段階や多様な実情に配慮した適切な指導、安全管理や事故対応、保護者や学校との連携等

【実施体制】

学校部活動地域展開は、各関係者が協力し実施する

